労働条件不利益変更の誤りを認めさせた女性たちの比類なき裁判資料

日本女性差別事件資料集成 18

東武スポーツ事件資料

解題：佐々木新一（弁護士） 三木陵一（JMITU委員長）

全5巻B5判・上製本　別冊1
本体（190,000円+税）　*分売不可
ISBN978-4-86369-630-3

すいれん舎

本資料集の特色

「差額賃金請求事件」
1 正社員から1年契約への一方的変更と労働条件の不利益変更に伴う差額賃金を請求し、一審、二審と労働者側が勝利、最高裁棄却で確定

正社員のキャデイ職から1年契約のキャデイ職に無理やり変更され、24%の賃金減額になった差額賃金を請求して、2002年11月に宇都宮地裁に提訴。一審判決は「キャデイ契約書」の提出=労働条件変更の合意　は無効であるとして、100%原告側の主張を認める画期的判決を下した。二審判決ではさらに一歩踏み込んだものとなり労働者側が勝利。会社側の上告を最高裁が棄却し二審判決が確定した。

「配転禁止仮処分事件」
2 専門性がある職種について本人の同意なく会社の都合で勝手に配転させることができないと画期的決定を勝ち取る

会社側がキャデイ職からの職種・勤務地変更（配置転換）を提案。その内容は賃金が大幅に下げられるうえに、業務内容も駐車場管理、清掃業務、通勤に片道2時間かかるところでの受付、ポスティング業務などであった。2006年12月15日に宇都宮地裁に配転命令禁止の仮処分申立て、同年12月28日に配転命令禁止の決定。この決定は専門性がある職種について本人の同意なく会社の都合で勝手に異職種に配転させることができないことを明示した画期的な意義を持った。

本シリーズの刊行趣旨

『日本女性差別事件資料集成』は差別と闘ってきた人々の詳細なドキュメントである。原告から提供された裁判資料とその関連資料を忠実に復刻し、それぞれの事件の現代的意味を考察するとともに、女性の権利の進展を俯瞰しようとするものである。

「団交応諾・不当労働行為救済事件」
3 東武鉄道に親会社としての責任を求める

東武鉄道を相手方とする親会社の責任追及の側面では、東京地裁（2007年3月和解）ののち、東武鉄道との団交を求める都労委の審問中に和解にいたる。最終和解では東武鉄道が一当事者として組合側に謝罪することとなった。

4 判決文のほか裁判資料を多数掲載

裁判資料は判決文のほか訴状、双方の準備書面、原告陳述書、尋問調書などを収録した。

5 原告代理人と支援者による丁寧な解題

原告代理人に事件の概要と裁判の今日的意義について丁寧に執筆していただいたほか、厳しいたたかいを支援したJMITU（日本金属製造情報通信労働組合）委員長に大衆宣伝行動や株主の会の活動など法廷外の支援活動についても執筆してもらった。

●24時間ストライキ　宮の森C．C門前
2006年12月3日

18期収録資料一覧

事件名
差額賃金請求事件
配転命令禁止仮処分申立事件
事情変更による保全命令取消申立事件
事情変更による保全命令取消申立却下決定に対する保全抗告事件
東京地裁に団体交渉権及び団体交渉を求める地位確認仮処分命令申立 都労委に不当労働行為救済申立

●涙と感動のストップ!東武の女性いじめ
12・18大集会　2006年12月18日

●「差

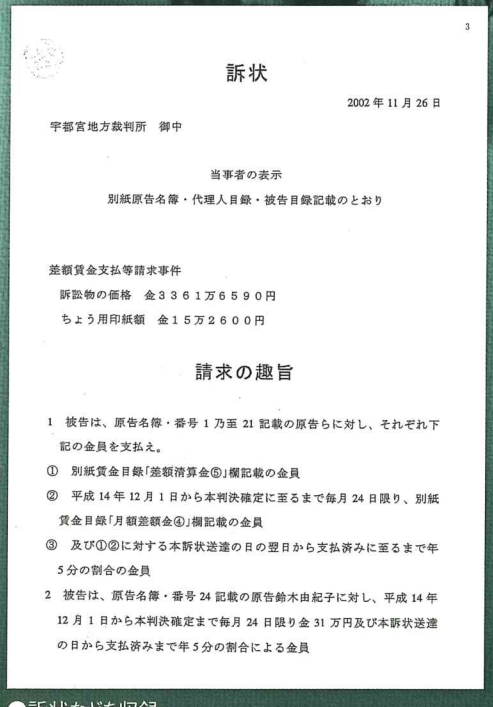

3

訴状

2002年11月26日

宇都宮地方裁判所　御中

当事者の表示

別紙原告名簿・代理人目録・被告目録記載のとおり

差額賃金支払等請求事件
訴訟物の価格　金３３６１万６５９０円
ちょう用印紙額　金１５万２６００円

請求の趣旨

1　被告は、原告名簿・番号1乃至21記載の原告らに対し、それぞれ下記の金員を支払え。
①　別紙賃金目録「差額清算金⑤」欄記載の金員
②　平成14年12月1日から本判決確定に至るまで毎月24日限り、別紙賃金目録「月額差額金④」欄記載の金員
③　及び①②に対する本訴状送達の日の翌日から支払済みに至るまで年5分の割合の金員
2　被告は、原告名簿・番号24記載の原告鈴木由紀子に対し、平成14年12月1日から本判決確定まで毎月24日限り金31万円及び本訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員

●訴状などを収録

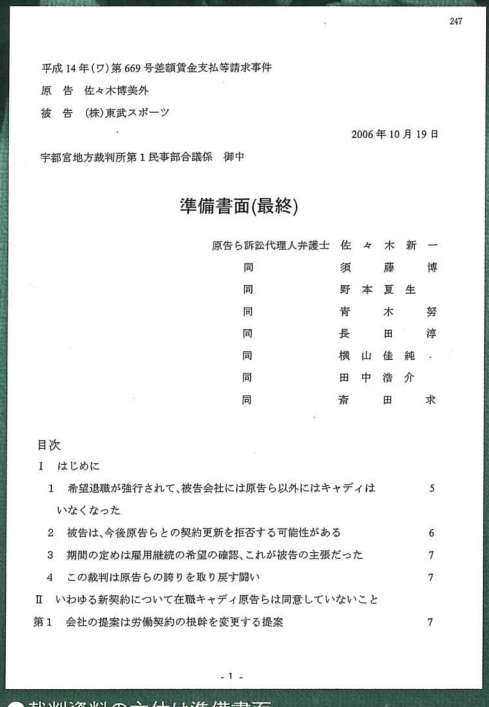

247

平成14年(ワ)第669号差額賃金支払等請求事件
原　告　佐々木博美外
被　告　(株)東武スポーツ

2006年10月19日

宇都宮地方裁判所第1民事部合議係　御中

準備書面(最終)

原告ら訴訟代理人弁護士　佐々木新一
同　須藤博
同　野本夏生
同　青木努
同　長田淳
同　横山佳純
同　田中浩介
同　斎田求

目次

Ⅰ　はじめに
1　希望退職が強行されて、被告会社には原告ら以外にはキャディはいなくなった　5
2　被告は、今後原告らとの契約更新を拒否する可能性がある　6
3　期間の定めは雇用継続の希望の確認、これが被告の主張だった　7
4　この裁判は原告らの誇りを取り戻す闘い　7
Ⅱ　いわゆる新契約について在職キャディ原告らは同意していないこと
第1　会社の提案は労働契約の根幹を変更する提案　7

- 1 -

●裁判資料の主体は準備書面

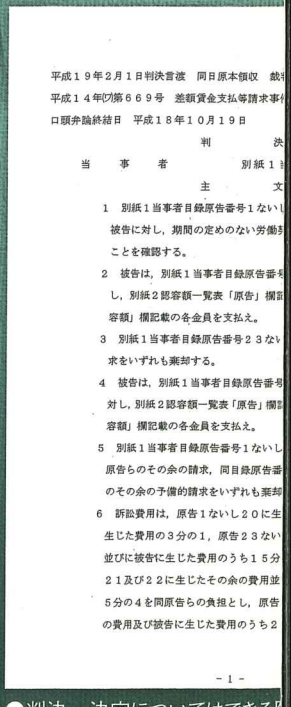

平成19年2月1日判決言渡　同日原本領収　裁
平成14年(ワ)第669号　差額賃金支払等請求事件
口頭弁論終結日　平成18年10月19日

判　決

当　事　者　別紙1

主　文

1　別紙1当事者目録原告番号1ない
被告に対し，期間の定めのない労働
ことを確認する。
2　被告は，別紙1当事者目録原告番号
し，別紙2認容額一覧表「原告」欄
容額」欄記載の各金員を支払え。
3　別紙1当事者目録原告番号23ない
求をいずれも棄却する。
4　被告は，別紙1当事者目録原告番号
対し，別紙2認容額一覧表「原告」欄
容額」欄記載の各金員を支払え。
5　別紙1当事者目録原告番号1ないし
原告らのその余の請求，同目録原告番
のその余の予備的請求をいずれも棄却
6　訴訟費用は，原告1ないし20に生
生じた費用の3分の1，原告23ない
並びに被告に生じた費用のうち15分
21及び22に生じたその余の費用並
5分の4を同原告らの負担とし，原告
の費用及び被告に生じた費用のうち2

- 1 -

●判決、決定についてはできる限

裁判所	判決日
宇都宮地裁判決	2007年2月1日
東京高裁判決	2008年3月25日
最高裁決定	2009年7月2日
宇都宮地裁決定	2006年12月28日
宇都宮地裁決定	2008年11月17日
東京高裁決定	2009年3月17日
宇都宮地裁裁判、都労委申立取下げ	2009年8月24日
和解協議書調印	2009年8月26日

●金属労働者のつどいにて

額賃金差別事件」宇都宮地裁全面判決を受け　2007年2月1日

●高裁勝利判決報告集会　2008年3月25日

●和解協議書調印、争議全面解決　東武鉄道本社内にて
2009年8月26日

●「差額賃金差別事件」勝利判決を受けて東京高裁前にて
2008年3月25日

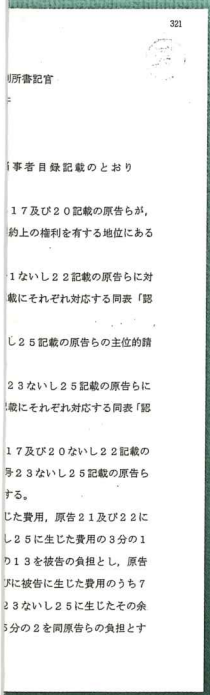
321

1事者目録記載のとおり

１７及び２０記載の原告らが，
約上の権利を有する地位にある

１ないし２２記載の原告らに対
載にそれぞれ対応する同表「認

し２５記載の原告らの主位的請

２３ないし２５記載の原告らに
載にそれぞれ対応する同表「認

１７及び２０ないし２２記載の
号２３ないし２５記載の原告ら
する。
じた費用，原告２１及び２２に
し２５に生じた費用の３分の１
り１３を被告の負担とし，原告
人に被告に生じた費用のうち７
２３ないし２５に生じたその余
５分の２を同原告らの負担とす

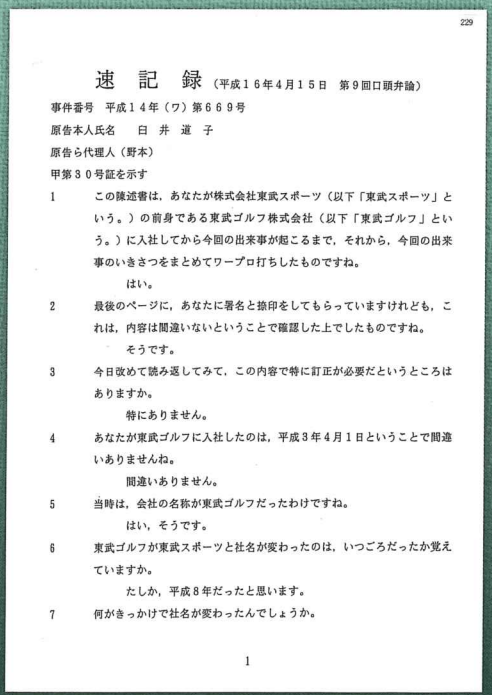
229

速　記　録（平成１６年４月１５日　第９回口頭弁論）

事件番号　平成１４年（ワ）第６６９号
原告本人氏名　　臼　井　道　子
原告ら代理人（野木）
甲第３０号証を示す

1　この陳述書は，あなたが株式会社東武スポーツ（以下「東武スポーツ」という。）の前身である東武ゴルフ株式会社（以下「東武ゴルフ」という。）に入社してから今回の出来事が起こるまで，それから，今回の出来事のいきさつをまとめてワープロ打ちしたものですね。
　はい。

2　最後のページに，あなたに署名と捺印をしてもらっていますけれども，これは，内容は間違いないということで確認した上でしたものですね。
　そうです。

3　今日改めて読み返してみて，この内容で特に訂正が必要だというところはありますか。
　特にありません。

4　あなたが東武ゴルフに入社したのは，平成３年４月１日ということで間違いありませんね。
　間違いありません。

5　当時は，会社の名称が東武ゴルフだったわけですね。
　はい，そうです。

6　東武ゴルフが東武スポーツと社名が変わったのは，いつごろだったか覚えていますか。
　たしか，平成８年だったと思います。

7　何がきっかけで社名が変わったんでしょうか。

1

●重要な本人尋問調書速記録を掲載

限り収録した

歴史を切り拓いた貴重な資料

浅倉むつ子

（早稲田大学名誉教授）

女性差別に挑んできた数多くの訴訟がある。これらは、原告たちと法律家が織りなす高い志の結実といってよい。彼女たちは、「そんなことは訴訟にはならない」、「裁判所で勝つのは無理」、「法理論的には不可能」と言われながらも、一歩一歩、歴史を切り拓いてきた。「差別は自分たちの代で終わらせたい」、「次世代に明るい未来を残したい」、「差別を否定できない法律では意味がない」、「裁判に勝つことだけが目的ではない」、「大切なのは人としての尊厳と誇り」。そんな女性たちの声と願いは、法の世界を動かしたのである。

訴訟の裾野は着実に広がり、結婚退職制・若年定年制から、昇進・昇格差別やセクシュアル・ハラスメントに至るまで、大きな流れを作りあげてきた。そこに蓄積されてきた裁判資料は、日本社会の現実をもっとも雄弁に物語っている。このたび、これらの貴重な資料を集大成するという壮大な企画が現実化した。大変な朗報である。

差別というものは形を変えながらも、今もなお社会の根底に根強く存在している。だからこそ、先人たちの貴重な努力を風化させてはならない。これらの資料は、間違いなく多くの人を感動させるだろう。私も、差別撤廃のために積み上げられてきた一つひとつの言葉と行動を、この資料を通じて、改めて深くかみしめたいと思う。

権利を闘いとってきた女たち

上野千鶴子

（東京大学名誉教授）

日本では、法律が世の中を変えることは、めったにない。

法律ができたときには、社会通念も慣行も、とっくに変わっている。

それを闘いとってきたのは、差別をうけ、それを差別とはっきり認識し、法廷で闘ってきた女性たちと彼女たちを支えた専門家や支援者たちだ。判例が積み重なり、慣行が変わってから、あたかも事実を追認するかのように、ようやく法律が現実に追いつく。女性の採用差別や昇進差別も、結婚退職制も、若年定年制も、差別定年制も、そうやってなくなっていったものだ。85年に男女雇用機会均等法ができて、職場の女性差別を禁止したとき、すこしも新しさを感じなかったのは、その程度の禁止なら、裁判闘争でとっくに獲得していたからだ。

権利も制度も、闘わなければ手に入らない。与えられたときには、求めたものとは違うものをさしだされている。そして手にいれたと思ったはずのものも、いつのまにか足もとを掘り崩される。男女平等が空気のようにあたりまえだとおもっている若い女たちにも、それが先輩の女たちのどんな血の滲むような闘いに支えられているかを、たまにはふりかえってほしい。

推薦者（五十音順）

遠藤公嗣（明治大学教授）
大槻奈巳（聖心女子大学教授）
西谷　敏（大阪市立大学名誉教授）
平澤克彦（日本大学教授）
牟田和恵（大阪大学教授）
森ます美（昭和女子大学特任教授）
山根純佳（実践女子大学准教授）
脇田　滋（龍谷大学名誉教授）
和田　肇（名古屋大学名誉教授）

《本シリーズの全体構成》

【既刊】

1期　日本弁護士連合会　両性の平等に関する委員会資料
2008年11月●本体価格250,000円

2期　結婚・出産退職制、若年定年制、差別定年制等事件資料
2009年9月●本体価格250,000円

3期　賃金差別事件資料Ⅰ 秋田相互銀行不当利得金返還請求事件ほか
2009年12月●本体価格250,000円

4期　賃金差別事件資料Ⅱ
2010年10月●本体価格250,000円

5期　賃金差別事件資料Ⅲ
2011年9月●本体価格250,000円

6期　賃金差別事件資料Ⅳ
2011年12月●本体価格250,000円

7期　非正規社員解雇・差別事件資料Ⅰ
2012年8月●本体価格250,000円

8期　非正規社員解雇・差別事件資料Ⅱ（派遣社員雇止め事件）
2012年12月●本体価格250,000円

9期　母性保護事件資料Ⅰ
2013年8月●揃本体価格240,000円

10期　母性保護事件資料Ⅱ
2014年1月●揃本体価格250,000円

11期　セクシュアル・ハラスメント事件資料Ⅰ
2014年10月●揃本体価格240,000円

12期　セクシュアル・ハラスメント事件資料Ⅱ
2015年10月●揃本体価格240,000円

13期　権利の回復資料
2015年12月●揃本体価格240,000円

14期　賃金差別事件資料Ⅴ
2016年10月●揃本体価格240,000円

15期　マタハラ事件・派遣雇い止め事件資料
2018年3月●揃本体価格230,000円

16期　コース別賃金差別事件・派遣解雇事件資料
2019年3月●揃本体価格230,000円

17期　複合差別事件資料
2019年12月●揃本体価格190,000円

18期　東武スポーツ事件資料
2020年10月●揃本体価格190,000円

【予定】

19期　補遺
2021年11月●揃本体価格200,000円

《販売対象》

●**経営学部**：労務管理　●**家政学部**：ジェンダー、生活科学、生活経済
●**文学部**：、フェミニズム、女性史、婦人運動　●**法学部**：労働法、民法、憲法、人権法、法哲学
●**社会学部**：ジェンダー、女性学、社会運動、都市社会学、地域社会学　●**経済学部**

株式会社 すいれん舎
〒101-0052　千代田区神田小川町3-14第二万水ビル5B
TEL.03-5259-6060　FAX.03-5259-6070
E-mail　masato@suirensha.jp

取扱店